

広 報

2024年3月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※事務局からのお知らせ

会員薬局様で、会員や住所等に変更がございましたら事務局までご連絡ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 東京都薬剤師会における能登半島地震災害対策本部の解散について

令和6年1月1日に発災しました能登半島地震を受け、令和6年1月2日に高橋会長を本部長として「東京都薬剤師会・令和6年能登半島地震災害対策本部」が設置されました。

その後、石川県並びに日本薬剤師会の要請により、1月10日からこれまでに16班47名の薬剤師を派遣し被災者支援が行われました。

今般、日本薬剤師会と石川県薬剤師会で協議の結果、令和6年3月9日をもって日本薬剤師会による被災地への支援が終了したことに伴い、東京都薬剤師会がすべて撤収を終えた令和6年3月12日をもって「東京都薬剤師会能登半島地震対策本部」が解散されました。

長期間にわたりご協力いただきましたことに改めて深く感謝申し上げます。

2) 東京都委託「健康食品に関する安全性情報共有事業」へのご参加及び健康食品による健康被害事例収集へのご協力のお願い

東京都健康安全研究センターより、健康食品に関する安全性情報共有事業並びに健康食品との関連が疑われる健康被害事例の収集への協力依頼がありました。

つきましては、東京都健康安全研究センターからの依頼文書並びに令和5年度第2回「健康食品」による健康被害事例専門委員会での検討結果、これまでの収集事例を取りまとめた資料及び薬局店頭等に貼付いただくポスターを送付いたします。健康食品による健康被害事例の更なる収集にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、「健康食品との関連が疑われる健康被害事例」は、医療関係者向けとなっております。

すので、薬局等での内部資料としてご活用いただき、患者や顧客等に配布しないよう、お願い申し上げます。

○ 送付資料

依頼文書：健康食品との関連が疑われる健康被害事例の収集への協力をお願いします

資料 1：健康食品との関連が疑われる健康被害事例

（令和 5 年度第 2 回「健康食品」による健康被害事例専門委員会より）

資料 2：健康食品との関連が疑われる健康被害事例のまとめ（令和 6 年 2 月）及び

健康食品との関連が疑われる健康被害事例の集計結果（別紙）

資料 3：ポスター「サプリ・健康食品の摂取で体に違和感が出ていませんか？」

3) 「薬物専門講師証明書交付申請書」の提出について

東京都保健医療局から本年も薬物専門講師証明書交付申請の受付を開始する旨の連絡がありました。

つきましては、薬物乱用防止に関する専門的知識を有し学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている本会会員の方で、「証明の要件※」を満たして新たに薬物専門講師証明書の交付を希望される方は、別紙 2「薬物専門講師証明書交付申請書」に必要事項をご記入の上、5 月 17 日（金）までに東京都薬剤師会事務局職能対策課へ郵送または E-mail（PDF）でご提出をお願い致します。

※「証明の要件」につきましては、別添の「薬物専門講師証明制度に関する要綱」をご参照ください

お問合せ／提出先：

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-21

東京都薬剤師会 職能対策課 高垣

tel 03-3294-0096

fax 03-3295-2333

E-mail: syokunou@toyaku.or.jp

4) 会員向け見舞金制度について

日本薬剤師会では会員への補償を目的とした標記見舞金制度（傷害総合保険）を 2024 年 2 月 1 日以降も継続いたします。

本保険は、日本薬剤師会会員（無職の方を除く）を対象として、日本国内において「業務」を遂行することによって本人の死亡及び重度後遺障害が起こった場合に、保険会社（損害保険ジャパン株式会社）より定額の見舞金（保険金）をお支払いする保険です（別紙 I 参照）。一年毎に更改を迎える保険となり、2024 年加入版の補償内容は下記の通りです。

貴会におかれましては、会員または法定相続人より死亡及び後遺障害の連絡がありました場合、別添「日本薬剤師会会員の死亡・重度後遺障害について（通知）」をご使用いただき、本会あてにご連絡ください。追って、保険会社担当者より会員、または法定相続人へ、見舞金（保険金）をお支払いするための連絡をさせていただきます。

なお、日本薬剤師会雑誌には毎月案内が掲載されております。

【補償期間】

2024 年 2 月 15 日から 2025 年 2 月 15 日

【補償内容】

本人死亡 156,000 円

後遺障害(等級により違いあり)最高 156,000 円まで

※ 補償対象者(=働いている被保険者)である会員が日本国内において「業務」を遂行することによって、事故に遭われた場合に見舞金(保険金)が支払われます。

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に、死亡または重度後遺障害(後遺障害 1~3 級限定)が生じた場合、156 千円を限度に見舞金(保険金)をお支払いします。(重度後遺障害見舞い金額詳細は別紙 I)

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 豊島区薬剤師会臨時総会のご報告

令和 6 年 3 月 25 日(月) 20:30 より豊島区薬業会館にて臨時総会を行いました。全ての議案を承認いただきましたのでご報告申し上げます。

2) 新型コロナワクチン配付事業について

新型コロナワクチンの接種拠点施設へ配付を行う事業ですが、新型コロナワクチンの特例臨時接種が令和 6 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、3 月 5 日の配付をもって終了致しました。

拠点薬局におかれましては、ご協力いただき誠にありがとうございました。

3) 【再掲】高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

残薬バッグの追加をご希望の場合は、事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月 10 日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただけますようお願い致します。

4) 【再掲】豊島区薬剤師会ホームページについて

日々情報を更新しております。ご活用ください。

■ <https://www.toyoyaku.jp>

■ 会員専用ページの ID、PW はいずれも「toshima」です。

今後とも、内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会員変更

久保 萌 (A) → 関根 萌 (A) よつば薬局池袋西口店
小更 梨紗 (A) → 田口 有香 (A) くすりの日生薬局

会員数報告

A 会 員	115 名
B 会 員	16 名
賛助会員	2 名
合 計	133 名

保険部より

1) マイナポータルにおける医療保険被保険者資格情報のダウンロード機能のリリースについて

医療保険の資格情報

別添1

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月6日 時点

保 険 者 名	XXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	—
有 効 期 限	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

厚生労働省保険局医療課より通知がありました。

今般、マイナポータルに表示される医療保険被保険者資格情報をダウンロードする機能がリリースされました。これにより、マイナポータルに都度ログインすることなく、あらかじめスマートフォン等にダウンロードしたマイナポータルの資格情報のPDFファイルの画面を表示することが可能となります。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う事が出来ない場合の対応として、患者が自身のスマートフォン等により、マイナポータルにアクセスして資格情報の画面を提示できる場合や、患者が健康保険証を持参している場合は当該マイナポータルの画面や、健康保険証を医療機関等の受付窓口に提示することにより資格確認を行うことと示されていました。

今回のダウンロード機能のリリースにより、あらかじめダウンロードした資格情報のPDFファイルの画面も有効なものとして認められることとなりましたのでご承知おきください。

2) 開設者及び病院名称の変更についてのお願い

このたび、立正佼成会附属佼成病院が杏林学園に事業譲渡を行い、令和6年4月から杏林大学医学部附属杉並病院として新しく開院することになりました。

これに伴い医療機関コードも変更も変更になりますが、新しい医療機関コードの通知は5月以降になります。新しい医療機関コードが通知されるまでの間、医療機関コードは空白で発行されますのでご承知おきください。

3) 新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について

令和6年4月より新型コロナウイルス感染症に関する公費支援や補助等が終了します。各自治体等の相談窓口や補助等にも変化がみられる可能性がありますので随時ご確認ください。また、以下の表の特例措置も終了致しますのでご注意ください。

①	「0410対応」に係るもの	令和6年4月1日付けで廃止
②		
③		
④	薬局及び医薬品の販売業に係る体制・手続き、健康サポート薬局等に係るもの	令和6年4月1日付けで廃止
⑤	医療用抗原検査キットの販売	令和6年3月31日以前に購入した医療用抗原検査キットについては、令和7年3月31日までの間、引き続き販売可
⑥		
⑦		
⑧	夜間休日・年末年始における抗原検査キットの提供体制整備	令和6年4月1日付けで廃止
⑨	卸売販売業者が事業者に対して販売する抗原簡易キット ※薬局から社会機能維持事業者への販売に係るものを含む	令和6年4月1日付けで廃止
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		

- ① 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ② 「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&A」（令和2年5月1日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡（令和4年9月30日最終改正））
- ④ 「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に係る取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連

絡)

- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡(令和4年3月17日一部改正))
<https://www.mhlw.go.jp/content/000915768.pdf>
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について」(令和3年11月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課、監視指導・麻薬対策課連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000857309.pdf>
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和4年12月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課、監視指導・麻薬対策課連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001022692.pdf>
- ⑧ 「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」(令和4年12月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡)
- ⑨ 「抗原簡易キットの販売先について」(令和3年6月28日付け厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課事務連絡)
- ⑩ 「抗原簡易キットの販売先について(その2)」(令和3年10月15日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)
- ⑪ 「抗原簡易キットの販売先について(その3)」(令和3年11月19日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)
- ⑫ 「抗原簡易キットの販売先について(その4)」(令和4年1月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)
- ⑬ 「抗原簡易キットの販売先について(その5)」(令和4年1月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)

新型コロナウイルス感染症に関する医療用検査キットの販売に関する⑨～⑬の特例が廃止となったことにより事業者等への販売はできなくなりますのでご注意ください。また、⑤～⑦経過措置後は**使用者本人(代理不可)**への医療用検査キットの零売に関してはやむを得ない状況で必要最小限に留め、販売記録を残して受診勧奨という従来の零売のルールに則れば可能ですが、できるだけ一般用医薬品の検査キットを用いるようお願い致します。また、医療用医薬品は**広告が禁止**されておりますので、特例で薬局内外へ**掲示**しているもののなかに医療用キットの名称がある場合は一般用医薬品のものに変更など経過措置が終了する前に対応をお願い致します。

4) 令和6年度診療報酬改定に関する通知の発出について

令和6年度診療報酬改定に係る答申に関する省令・告示が令和6年3月5日に公布されました。厚生労働省保険局より関連通知が発出されておりますのでご確認ください。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和6

年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html



調剤報酬点数表に関する留意事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001220537.pdf>



届出様式

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001222212.pdf>



5) 保険薬局の指定について

保険薬局の指定の際に保険医療機関との一体的な経営に当たらないことを確認する際に申請者に求める書類の例について、「保険薬局の指定について」が改められ、保険薬局の指定更新時に活用する資料として別添が示されましたのでご確認ください。

保険薬局指定申請書 添付書類		
項目	該当	非該当
1 保険薬局の開設者(法人たる保険薬局の役員を含む。)が特定の保険医療機関の開設者(当該保険医療機関の開設者が法人の場合にあっては、当該法人の役員を含む。)又は開設者と同居又は開設者と生計を一にする近親者ではないか。		
2 保険薬局の開設者と保険医療機関の開設者の間の資本関係が実質的に同一ではないか。(法人の場合にあっては当該法人の役員が経営するものを含む。)		
3 職員の勤務体制、医薬品の購入管理、調剤報酬の請求事務、患者の一部負担金の徴収に係る経理事務等が特定の保険医療機関と明確に区分されているか。		
4 特定の保険医療機関との間で、いわゆる約束処方、患者誘導等が行われていないか。		
5 不動産の賃貸借関連書類や財務諸表等の経営に関する書類等の提出があるか。		
6 特定の保険医療機関が実施している、保険薬局の開設に係る公募に参加しているか。		

上記について相違ありません。
令和 年 月 日

保険薬局の開設者の氏名及び住所
(法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地)

厚生(支)局長 殿

印

【記載上の注意】

1. 該当・非該当欄にチェックを入れ、保険薬局指定申請書に添付すること。
2. 不動産の賃貸借関連書類(土地又は建物が自己所有ではない場合のみ)等の経営に関する書類等を併せて提出すること。
3. 当該保険医療機関の公募に係る資料(新規指定時にあっては、保険薬局開設に当たって保険医療機関から提示された条件、契約に係る関係費用の詳細、更新時にあっては、これまでの土地又は建物を賃貸借する際の資料に係る資料を含む。)を提出すること。
4. 保険薬局が保険医療機関の公募に応じた際に提出した資料を提出すること。

6) 医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

厚生労働省保険局医療課より通知がありました。

効能・効果等の一部変更承認に伴い、当該医薬品に係る留意事項等が一部改正等されております。

【ジャディアンス錠10mg】

効能追加：慢性腎臓病

- ① 本製剤の効能又は効果において、「ただし、末期腎不全又は透析施行中の患者を除く。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「eGFRが $\geq 20\text{mL/min/1.73m}^2$ 未満の患者では、本剤の腎保護作用が十分に得られない可能性があること、本剤投与中にeGFRが低下することがあり、腎機能障害が悪化するおそれがあることから、投与の必要性を慎重に判断すること。」及び「臨床成績」の項の内容を熟知し、臨床試験に組み入れられた患者の背景（原疾、併用薬、腎機能等）を十分に理解した上で、慢性腎臓病に対するガイドラインにおける診断基準等を参考に、適応患者を選択すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、本製剤の適応患者であると判断した理由及び判断に用いた指標の値等（eGFR の値を含む。）を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

【エンレスト錠 50mg、同錠 100mg 及び同錠 200mg】

効能追加：慢性心不全（小児）

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は、アンジオテンシン変換酵素阻害薬又はアンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬から切り替えて投与すること。」「小児では、本剤投与開始前にアンジオテンシン変換酵素阻害薬又はアンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬を投与されている場合はそれらの薬剤から切り替え、投与されていない場合は患者の状態を観察しながら本剤を慎重に投与すること。」及び「臨床成績」の項の内容を熟知し、臨床試験に組み入れられた患者の背景（前治療、左室駆出率、収縮期血圧等）を十分に理解した上で、適応患者を選択すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。また、本製剤の効能又は効果において、「慢性心不全の標準的な治療を受けている患者に限る」とされているので、投与開始に当たっては、本製剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

7) 豊島区の向精神薬の重複処方に係る取組み内容について

標記について豊島区国民健康保険課より通知がありました。

昨今、向精神薬の多重服薬が社会問題としても取り上げられており、重複処方患者の重大な健康被害が懸念されているところです。

そこで豊島区では、下記のとおり取組みを開始することにいたしました。

記

1 取組み内容

(1) 対象者

向精神薬が重複処方されており、すでに本人に受診状況等を通知しているが、状況の改善が見られない豊島区民

(2) 目的

- ① 重複処方を受けている被保険者を健康被害から守る。
- ② 不必要な医療給付を削減することによる医療費適正化

(3) 取組みの流れ

豊島区（国民健康保険課）から、向精神薬の重複処方患者と処方医療機関の双方に依頼する。

(4) 依頼文記載事項

①処方医療機関宛

患者氏名・国保番号・受診年月・重複処方となっている薬剤名・同薬剤を処方している医療機関数

②重複処方患者

重複処方となっている薬剤名・同薬剤を処方している医療機関名

(5) 依頼内容

①処方医療機関

重複処方患者から薬剤処方に係る相談があった場合には、対応していただきたい。

②重複処方患者

医療機関に相談をすること。

2 処方医療機関宛依頼文における個人情報の取扱いについて

本人同意なく、①「重複処方となっている薬剤名」②「同薬剤を処方している医療機関数」を記載しているが、当該事業が「本人の生命、身体のプロテクト」を目的としているため、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる」(個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 4 号)と認められ、個人情報保護法には抵触しない。

3 情報提供を受けた医療機関が他の受診医療機関名を知りたい場合

豊島区国民健康保険課からの情報提供はせず、患者本人に確認していただく。

<理由>

情報提供を受けた医療機関は、依頼文に「医療機関数」が記載されていることで、重複処方の事実を把握することができる。当該事実以上の情報を、本人同意なく提供することは、プライバシー保護に抵触すると判断したため。

【担当】

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

豊島区役所 国民健康保険課

給付グループ

TEL 03-3981-1296 (直通)

E-Mail yvod.0079@city.toshima.lg.jp

※通知文例（医療機関宛）

医療機関宛

5 豊国保第 号
令和 6 年 月 日

〇〇〇〇医院 様

豊島区国民健康保険課長
梅本 理香

向精神薬が重複処方されている患者様への対応について（依頼）

平素より、豊島区国民健康保険の運営に多大なご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

貴医療機関において、下記期間に向精神薬の処方を受けた〇〇△△様は、他の医療機関においても同じ成分の薬剤が処方されており、重複処方となっております。

〇〇△△様宛に、別紙のとおり薬剤を処方した医療機関に相談するよう通知を送付しておりますので、ご多忙の折お手数をおかけして申し訳ございませんが、相談がありましたらご対応いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がある場合は、下記担当へお問い合わせください。

患者氏名 : 〇〇 △△ 様
国保番号 : 16-〇〇〇〇〇〇-〇
受診年月 : 平成〇〇年〇〇月～〇〇月
重複処方となっている薬剤名 : 〇〇〇〇〇〇
同薬剤を処方している医療機関数 : 貴院を含め 〇か所

※通知文例（患者宛）

本人宛

5 豊国保第 号
令和 6 年 月 日

〇〇 〇〇 様

豊島区国民健康保険課長
梅本 理香

重複処方となっているお薬（向精神薬）について

〇〇様が下記のとおり複数の医療機関から重複して処方を受けたお薬（向精神薬）については、厚生労働省が定めている基準値よりも多量の処方となっており、服用することにより健康を害する恐れがありますので、お薬を処方した医療機関に早急にご相談くださいますようお願いいたします。

なお、下記のお薬を処方した医療機関には、相談があった場合に対応いただくよう連絡をしております。医療機関に相談しにくいと感じられる場合は、豊島区国民健康保険課にご連絡をいただければ、相談先をご紹介しますので、ご利用ください。

お薬の名称 : 〇〇〇〇〇〇
処方医療機関 : △△△△医院
□□□□□クリニック
〇〇△△病院

8)【再掲】保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

豊島区薬剤師会ホームページ > 会員専用ページ > googleドライブはこちら
<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSlgLSOTVlawLkDRX>



学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

4月の勉強会は次のとおり実施いたします。

日時：令和6年4月18日（木）19:55-21:30

場所：今回は情報通信機器（Zoom）を用いて実施いたします。

内容：「2023年度発売の新薬の解説」

演者：豊島区薬剤師会 副会長 佐藤 栄輔

☆今回の勉強会は東京都薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度の認定単位1点となります。

☆申し込みを豊島区薬剤師会HPからの参加登録のみに限らせて頂きます。

☆申し込み方法：豊島区薬剤師会HPにアクセス→「勉強会・研修会情報」→

「お申し込みはこちら」をクリック→必要事項を入力し送信

☆参加受付開始日時：令和6年4月1日（月）9:00～4月15日（月）12:00

☆ご参加を事前申し込み100名様までと限らせて頂きます。

☆認定単位をご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

2)【再掲】勉強会・研修会の単位付与について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、現在のところ、豊島区薬剤師会の勉強会・研修会は、情報通信機器を用いた研修を中心に実施しておりますが、単位付与についての問い合わせが増えております。

情報通信機器を用いた研修の視聴確認は、WEBシステム上のログとキーワードの確認によって行っております。

また、単位は個人への付与であることから、各自のログが必要であることと、視聴確認の観点から、キーワードの提示は不定期であり、かつ複数回の提示はないことをご理解い

ただきますようお願いいたします。

なお、単位付与の基本的な考え方について豊島区薬剤師会ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただくようお願いいたします。

薬学生実務実習関係

1)【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

4月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくをお願いいたします。

お願い ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

4月	日 勤 9:00～16:00		準 夜 16:00～22:00	
				事務兼務
6日(土)			かもめ薬局(K)	江村
7日(日)	いるか薬局本店	こまごめ薬局	アイン薬局 池袋駅東口店	黒須
13日(土)			アイランド薬局 北大塚店	黒須
14日(日)	マロン薬局 大塚店	上池袋薬局	チチブ薬局(O)	南出
20日(土)			チチブ薬局(K)	河添
21日(日)	ことぶき薬局 巣鴨店	上池袋薬局	あかまつ薬局	南出
27日(土)			平和通り保健薬局	藤平
28日(日)	田辺薬局 豊島長崎店	デイジー薬局 東池袋店	かもめ薬局(T)	佐藤
29日(月)	[B] 畔原 篤 (アスト薬局巣鴨店)	雄飛堂薬局 トキワ通り店	いちよう薬局(N)	黒須

長崎休日診療所派遣

4月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願いたします。

4月	
7日(日)	長崎調剤薬局
14日(日)	佐藤薬局
21日(日)	いろり薬局東長崎店
28日(日)	長崎調剤薬局
29日(月)	西池薬局

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2023年2月売上金額 ￥5,056,249―

2023年2月仕入金額 ￥3,744,109―

○相談件数

2月	件数
薬局からの処方箋応需	6
患者からの処方箋応需	6
医療用医薬品についての相談	2
医療機関の紹介	0
一般用医薬品についての相談	0
その他	11
合計	25

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

2月	休日夜間	174 枚
	その他	322 枚

○情報発信

睡眠を大切に

諸外国に比べ、日本人は睡眠時間自体が短いです。睡眠時間を削り、仕事や勉強することが美徳化されてきましたが、それが平均寿命と比較しての健康寿命の短さや幸福度の低さにつながっているとの指摘があります。

そこで今回は①2月に厚生労働省が公表した「健康づくりのための新たな睡眠ガイド」②快適な睡眠を確保するための生活習慣のポイントを以下に記載いたしました。

新たな睡眠ガイドのポイント

①成人が「6 時間以上」とされたのは、睡眠が極端に短いと肥満や糖尿病、うつ病などの発症リスクが高まることが最近の研究で分かってきたためです。より長い睡眠を子どもに勧めるのは、心身の発達に欠かせない成長ホルモンが深い睡眠中に分泌されるからです。

逆に、高齢者の「寝過ぎ」には警鐘を鳴らされています。9 時間以上の睡眠でアルツハイマー病の発症リスクが増加するという最新の研究成果などが踏まえられました。

(毎日新聞 2024/3/2 より引用)

子ども

□小学生は9～12時間、中学・高校生は8～10時間の睡眠を確保

□朝食をとり、日中は運動をして、夜更かしの習慣化を避ける

成人

□6時間以上を目安に必要な睡眠を確保

□生活習慣や睡眠環境を見直して「睡眠休養感」を高める

高齢者

□「床上時間」が8時間以上にならないことを目安に睡眠を確保

□長時間の昼寝は避け、日中は活動的に過ごす

その他

□寝室にスマートフォンなどを持ち込まず、できるだけ暗くして寝る

□カフェインの摂取が1日400ミリグラム(コーヒー700ミリグラム程度)を超えると夜眠りにくくなる可能性がある



②睡眠の質を向上させるには、生活習慣の見直しが役立つといわれています。

体内時計の調節に役立つ生活習慣の例

- ・ 毎日、ほぼ同じ時刻に起きている
- ・ 朝食は、よくかみながら食べている
- ・ 午前中に太陽の光をしっかり浴びている
- ・ 毎日、ほぼ同じ時刻に布団に入っている

良好な覚醒状態を確保する生活習慣の例

- ・ 日中は人と会ったり、たくさん歩いて活動的に過ごしている
- ・ 趣味などを楽しんでいる
- ・ 日中は太陽の光に当たっている
- ・ 睡眠時間が不規則にならないようにしている
- ・ 昼食後から午後3時の間に、15～20分(55歳以上では30分以内)の昼寝をしている
- ・ 夕方に軽い運動や、体操や散歩をしてからだを動かしている
- ・ 夕方以降は居眠りをしていない

就寝に向けて体と脳の準備をする生活習慣の例

- ・ 夕方以降はコーヒーや緑茶などカフェインを含むものを飲んでいない
- ・ 寝床に入る前にタバコを吸っていない
- ・ 寝床に入る1時間前には部屋の明かりを落としている
- ・ めるめのお風呂にゆっくりつかっている
- ・ 寝床でテレビを見たり、仕事をしたりしていない
- ・ 寝室は静かで適温にしている
- ・ 寝る前にリラックス体操(腹式呼吸)を行っている
- ・ 眠るために、お酒を飲んでいない
- ・ 寝床の中で悩み事をしていない
- ・ 眠たくなってから寝床に入っている

(ソニー生命お役立ちコンテンツ 2024.3 より引用)

今年は3/15が世界睡眠デーでした。多忙な年度末は寒暖差も重なり、気づかない所で疲労が蓄積されます。こういう時こそ良質な睡眠確保が重要です。

文責 河添

理事会報告

2024年3月度 理事会議事録

日 時：2024年3月6日(水) 午後8時30分開始 午後10時00分終了

場 所：豊島区南池袋3-2-6 豊島区薬業会館

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事

前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 小林理事

北川理事 原田理事 大澤監事 廣田監事

議事録作成者：江村 公良 南出 美佐 藤井 健一

佐野会長が議長となり開会

前月分の理事会議事録に関して出席者全員により承認された。

報告事項

1. 学術・DI 担当報告
2. 防災・公衆衛生担当報告
3. 総務・会計担当報告
4. 保険担当報告
5. 地域医療担当報告
6. 池袋あうる薬局担当報告
7. 各グループ会議の報告

協議事項

1. 公益法人監査対応の件
 - ・ 江村副会長が、「活動報告の文書化（報告書作成）、ラインワークスでの報告、報告に伴い出動費支払い」を提案した。

審議事項

1. 令和6年度 事業計画・収支予算書等承認の件
 - ・ 「臨時総会開催の案内案」、「臨時総会付議事項案」、「委任状・議決権行使書案」について、案内案のマスク着用に関する記載は削除すること、付議事項案の第1号議案 事業計画に関する件の7-12に「豊島区難病対策地域協議会」を追記することが出席者全員により承認された。
2. 令和6年度 資金調達および設備投資の見込みの件
 - ・ 資金調達および設備投資は無いことが出席者全員により承認された。

3. 役員選考委員の任期開始日の件
 - ・ 選考委員の任期の開始が4月1日となっているが、規程制定が3月25日のため、委員の募集、委嘱が間に合わない。そのため、4月の理事会以降の任期開始になることが出席者全員により承認された。
4. 令和6年健康展の件
 - ・ 体組成計の廃止、その他測定器の導入、入場方法については、Bグループで検討してから次回の理事会で審議することになった。
5. 薬事日報講読方法変更の件
 - ・ Cグループで検討してから次回の理事会で審議することになった。

次回、理事会は4月17日（水）に開催する。

豊島区薬剤師会の活動（2月）

- | | |
|---------|------------------------|
| 2/1（木） | 区西北部地域災害医療連携会議 |
| 2/1（木） | Cグループミーティング |
| 2/3（土） | 豊島区災害医療図上訓練 |
| 2/3（土） | 荒川区薬剤師会新年会 |
| 2/4（日） | 東京都薬剤師会 薬事災害リーダー研修 |
| 2/4（日） | 東京都薬剤師会 実務実習受入薬局伝達講習会 |
| 2/5（月） | Bグループミーティング |
| 2/6（火） | 豊島区自殺うつ病の予防対策委員会 |
| 2/8（木） | あうる運営委員会 |
| 2/10（土） | 東京都薬剤師会 地区・職域薬剤師会会長会 |
| 2/10（土） | 東京都薬剤師会 在宅療養多職種研修会 |
| 2/10（土） | 豊島区薬剤師会 実務実習指導薬剤師伝達講習会 |
| 2/14（水） | 豊島区薬剤師会 理事会 |
| 2/15（木） | 豊島区薬剤師会 学術講演会 |
| 2/18（日） | 豊島区薬剤師会 公開講座 |
| 2/19（月） | 豊島区国民健康保険運営協議会 |
| 2/20（火） | 服薬支援部会 |
| 2/25（日） | 東京都薬剤師会 より質の高いADWS |
| 2/29（木） | 豊島区薬剤師会 薬剤師研修会 |

医薬品分割販売利用案内

令和5年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	・ ・ ・ ・ ・	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	・ ・ ・	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	・ ・ ・ ・ ・	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	・ ・ ・ ・ ・	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	・ ・ ・ ・ ・	1本単位
ハップ剤	・ ・ ・ ・ ・	1袋単位
坐剤	・ ・ ・ ・ ・	1個単位
医療材料等	・ ・ ・ ・ ・	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	・ ・ ・ ・ ・	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	・ ・ ・	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	・ ・ ・ ・ ・	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	・ ・ ・	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	・ ・ ・ ・ ・	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認いただき受領印もしくは自署をお願いいたします。

品質管理上、返品はできません。

ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。

2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。
(電話での注文はお受けしていません。)

受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日

受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもお提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては「取扱い要望書」に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。「取扱い要望書」は、豊島区薬剤師会ホームページからもダウンロードできます。

公益社団法人豊島区薬剤師会
医薬品・情報管理センター 御中
FAX 03-3984-7546

取扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名

以下の製品の取扱いを要望します

製品名	規格

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い(過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む)

	製品名	小分単位	備考
内	アプレピタントカプセル 125mg「サワイ」	C	
内	サラゾスルファピリジン腸溶錠 250mg「NIG」	錠	
内	セファクロルカプセル 250mg「SW」	錠	
内	ゾニサミド OD 錠 25mgTRE「SMPP」	錠	
内	ダダラフィル錠 20mgAD「サワイ」	錠	
内	フェキソフェナジン塩酸塩 DS5%「トーフ」	包	
内	プラザキサカプセル 110mg	C	
内	ベシケア錠 2.5mg	錠	
外	リバスタッチパッチ 9mg	枚	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	アマンタジン塩酸塩錠 50mg「サワイ」	
内	イブランスカプセル 25mg	
内	エレンタール配合内用剤	
内	酢酸亜鉛錠 50mg「サワイ」	
内	ジアスターゼ「ホエイ」	
内	ジルチアゼム塩酸塩 R カプセル 200mg「サワイ」	
内	セロクエル細粒 50%	
内	バルヒディオ配合錠 MD「サワイ」	
内	フロモックス小児用細粒 100mg[分包]	
内	ポリコナゾール錠 200mg「JG」	
内	モディオダール錠 100mg	
内	レスタス錠 2mg	
外	ジルダザック軟膏 3%	



5 保医健薬第2910号
令和6年2月9日

公益社団法人東京都薬剤師会会長 殿

東京都保健医療局健康安全部長
藤井 麻里子



薬物専門講師証明書交付申請書の取りまとめについて（依頼）

平素より、東京都の薬物乱用防止啓発事業につきまして、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先日は、令和6年1月12日付5保医健薬第2143号により依頼した薬物専門講師研修会の開催について、周知に御協力いただき、誠にありがとうございました。

本研修受講者のうち要件を満たした方に対しては、東京都が申請に基づき薬物専門講師証明書を交付することとし、申請は、薬物専門講師証明制度に関する要綱（平成23年3月10日22福保健薬第2064号。以下、「要綱」という。）5に基づき、原則として団体を經由して行うこととしております。

つきましては、令和6年度薬物専門講師証明書交付申請の受付を下記のとおり行いますので、取りまとめいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今年度の研修につきましては、実地での開催のため、本研修受講者に対しては、研修会資料一式と研修受講カードを当日配布いたします。

今後とも、家庭、学校、地域が一体となった薬物乱用の根絶に向けた取組の輪が広がっていくよう、青少年への啓発活動に一層の御理解と御協力の程お願い申し上げます。

記

1 申請対象者

以下の（１）（２）のいずれかに該当する方

- （１）すでに証明書を交付済みの方で、有効期限の終期が令和6年9月30日以前の方
- （２）これまで証明書の交付を受けたことがなく、新規に証明書の交付を希望する方

※証明番号の上二桁が、“22”、“23”の方（有効期間の終期が令和7年9月30日若しくは令和8年9月30日の方）は申請対象外です。

2 証明書の交付要件

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、次の要件をいずれも満たすこと

- （１）薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。
- （２）要綱8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。

3 提出書類

貴会会員から提出された「薬物専門講師証明書交付申請書」



4 受付期間

令和6年4月1日（月曜日）から同年5月31日（金曜日）まで（当日消印有効）

5 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当

（添付資料）

- ・薬物専門講師証明書交付申請書
- ・薬物専門講師証明書交付申請書の記載例（令和6年度版）
- ・薬物専門講師証明制度に関する要綱

《提出及び問合せ先》

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

東京都保健医療局健康安全部薬務課 小山

直通電話番号 03-5320-4505

薬物専門講師証明書交付申請書

年 月 日

東京都保健医療局健康安全部長 殿

〒
住 所

ふりがな
氏 名

(電話番号)

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止講習会

年 月 日 実施	開催場所（学校名など）
年 月 日 実施	開催場所（学校名など）
年 月 日 実施	開催場所（学校名など）

2 受講した薬物専門講師研修 年 月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。

なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「新規」と記載すること。

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報、薬物専門講師証明に関する
こと以外には一切使用しません。

研修受講カード貼付位置

今年度の申請対象者は、

・証明番号の上二桁が“21”より小さい方(有効期間の終期が令和6年9月30日より前の方)

・これまで証明書の交付を受けたことがなく、新規に証明書の交付を希望する方

です。

記載例 (令和6年版)

薬物専門講師

東京都保健医療局健康安全部長 殿

更新の場合は、現在お持ちの
証明番号を御記入ください。

初めての申請の場合は、
“新規”と御記入ください。

※ 証明の申請は、令和6年4月1日から5月末日まで
に、所属する団体を経由して行ってください。

※ 証明書は3年間有効です。令和6年度に更新が必要
な方は、令和6年9月が期限となっている方です。

〒163-8001

住 所 東京都新宿区西新宿2-8-1

ふりがな やくわ たろう
氏 名 薬務 太郎

押印欄は廃止

(電話番号 03-5320-4505)

証明番号 新規

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

今年度に申請される際は、令和3年4月1日から
令和6年3月31日までの3年間の実績を御記入ください。

1 講師を務めた薬物乱用防止講習

令和3 年 5 月10日 実施	開催場所(学校名など) 都庁小学校
令和4年 9 月17日 実施	開催場所(学校名など) 薬務高等学校
令和4 年 1 月14日 実施	開催場所(学校名など) 麻薬対策区民センター

令和3年度から令和5年度までに受講したもの

2 受講した薬物専門講師研修

令和6年2月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載され
講師証明書の交付を申請する者については「新

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に記入し

「受講カード」又は「受講カードのコピー」の
貼付をお願いいたします。
(受講カードが手元にない場合は貼付不要
です。)

研修受講カード

氏 名 薬 務 太 郎

【研修名】 令和5年度 薬物専門講師研修

【受講日】 令和6年2月18日

受講済

保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当

別紙Ⅰ（後遺障害保険金）

重度後遺障害の場合は所定の重度後遺障害の程度に応じて以下、保険金額の78%～100%をお支払いします。

等級	後遺障害	保険金支払金額 (保険金支払割合)
1級	イ 両眼が失明したもの ロ 咀嚼および言語の機能を廃したもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ホ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ヘ 両上肢の用を全廃したもの ト 両下肢をひざ関節以上で失ったもの チ 両下肢の用を全廃したもの	156,000円 (100%)
2級	イ 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ロ 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ホ 両上肢を手関節以上で失ったもの ヘ 両下肢を足関節以上で失ったもの	138,840円 (89%)
3級	イ 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ロ 咀嚼または言語の機能を廃したもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ホ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	121,680円 (78%)

見本

2024 年〇月〇日

公益社団法人 日本薬剤師会 会計・厚生課 御中

公益社団法人日本薬剤師会
事務局 日薬 太郎 捺印

日本薬剤師会会員の死亡・重度後遺障害について（通知）

日本薬剤師会会員の死亡・重度後遺障害を下記によりお知らせします。

記

会員氏名	日薬 太郎
会員番号	1111111
発生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
発生時間	勤務時間内 ・ 不明
会員または法定相続人の連絡先	〇〇〇
会員または法定相続人の書類送付先住所	〇〇〇

以上

以上の通りです。
よろしくお願い致します。

年 月 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会計・厚生課 御中

薬剤師会

事務局

日本薬剤師会会員の死亡・重度後遺障害について（通知）

日本薬剤師会会員の死亡・重度後遺障害を下記によりお知らせします。

記

会員氏名

会員番号

発生年月日

発生時間

勤務時間内 ・ 不明

会員または法定相続人の連絡先

会員または法定相続人の書類送付先住所

以上

以上の通りです。

よろしくお願い致します。

5 都薬会発第 590-1 号
令和 6 年 3 月 14 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 高 橋 正 夫

「軟膏・クリーム配合変化ハンドブック 第3版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)じほう発行の「軟膏・クリーム配合変化ハンドブック第2版」を斡旋しておりますが、この度、同社より「第3版」が3月下旬に発刊されることとなり、引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | | |
|-----------|--|-------------|--|
| 1.名 称 : | 「軟膏・クリーム配合変化ハンドブック 第3版」 | | |
| 2.発 行 : | 株式会社 じほう | | |
| 3.判 型 : | B6 判、 約 750 頁 | | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 5,060 円(税込) | |
| | 会員価格 | 4,510 円(税込) | |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | 無 料 | |
| | 個人・薬局宛10冊未満 | 550円 | |
| | 個人・薬局宛10冊以上 | 無 料 | |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

5 都薬会発第 590-2 号
令和 6 年 3 月 14 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 高 橋 正 夫

「実践 小児薬用量ガイド 第 4 版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)じほう発行の「実践 小児薬用量ガイド 第 3 版」を斡旋しておりますが、この度、同社より、「**第 4 版**」が3 月下旬に発刊されることとなり、引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1.名 称 : 「実践 小児薬用量ガイド 第 4 版」
- 2.発 行 : 株式会社 じほう
- 3.判 型 : A6 変判型 、480 頁
- 4.価 格 : 定 価 3,630 円(税込)
会員価格 3,190 円(税込)
- 5.送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料
個人・薬局宛10冊未満 550円
個人・薬局宛10冊以上 無 料
- 6.申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
- 7.申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
- 8.送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

5 都薬会発第 590-3 号
令和 6 年 3 月 14 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 高 橋 正 夫

「薬事衛生六法 2024」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)薬事日報社が発行する、「薬事衛生六法 2023」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度、内容の改訂が図られ、「薬事衛生六法 2024」が 3 月下旬(予定)に発行されます。引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|-----------|--|--------------------|
| 1.名 称 : | 「薬事衛生六法 2024」 | |
| 2.発 行 : | 株式会社 薬事日報社 | |
| 3.判 型 : | B5 判変型 約 2,100 頁 | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 5,500 円(税込) |
| | 会員価格 | 4,950 円(税込) |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | 無 料 |
| | 個人・薬局宛10冊未満 | 660円 |
| | 個人・薬局宛10冊以上 | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により
最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

→

地区・職域薬剤師会
東京都薬剤師会
(いずれかを○で囲って下さい)

御 中

幹旋図書 申込書

報 31

5 都薬会発第 590 号【6 年 3 月版】

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

申込年月日		年 月 日
書籍届け先	薬 局 名 又は 地区・職域薬剤師会名	※ 地区・職域薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください
	住 所	〒 _____ ※地区・職域薬剤師会事務局の場合は記入不要
請求先住所		〒 _____ ※上記と同じ場合は記入不要
T E L		()
F A X		()
御担当者氏名		

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

No.	出版社名	書 籍 名	幹旋価格 (消費税込)	+ 送料(税込)	部数
1	じほう	「軟膏・クリーム配合変化ハンドブック 第3版」 ※3月下旬発刊予定 (定価 5,060 円)	4,510	地区・職域薬 薬局・個人 〃 10 冊以上 無 料 550 円 無 料	
2	じほう	実践 小児薬用量ガイド 第4版 ※3月下旬発刊予定 (定価 3,630 円)	3,190	地区・職域薬 薬局・個人 〃 10 冊以上 無 料 550 円 無 料	
3	薬事日報社	薬事衛生六法 2024 ※3月下旬発刊予定 (定価 5,500 円)	4,950	地区薬 薬局・個人 〃 10 冊以上 無 料 660 円 無 料	

※ 他の幹旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください

★申込は、所属の地区・職域薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合先：事務局 薬局業務課・書籍担当
公益社団法人 東 京 都 薬 剤 師 会
TEL 03(3294)0271